

第1章 重点整備地区別計画について

1.1 策定の経緯

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者差別解消法等の施行や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」）の開催を契機として、より充実したバリアフリーの推進の必要性が高まっています。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となり、平成28年3月に「文京区バリアフリー基本構想」を策定しました。

今後、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね10年後の平成37年度を目標年次として取組を推進します。また、「文京区基本構想」並びにバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成32年度には、中間評価を実施することとしています。

文京区バリアフリー基本構想では、区全体に共通するバリアフリー課題を検討しつつ、地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（図1）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

バリアフリー化を着実に進めるため、平成28年度には都心地域及び下町隣接地域の、平成29年度には山の手地域（東部、中央、西部）の重点整備地区別計画を策定することとしました。

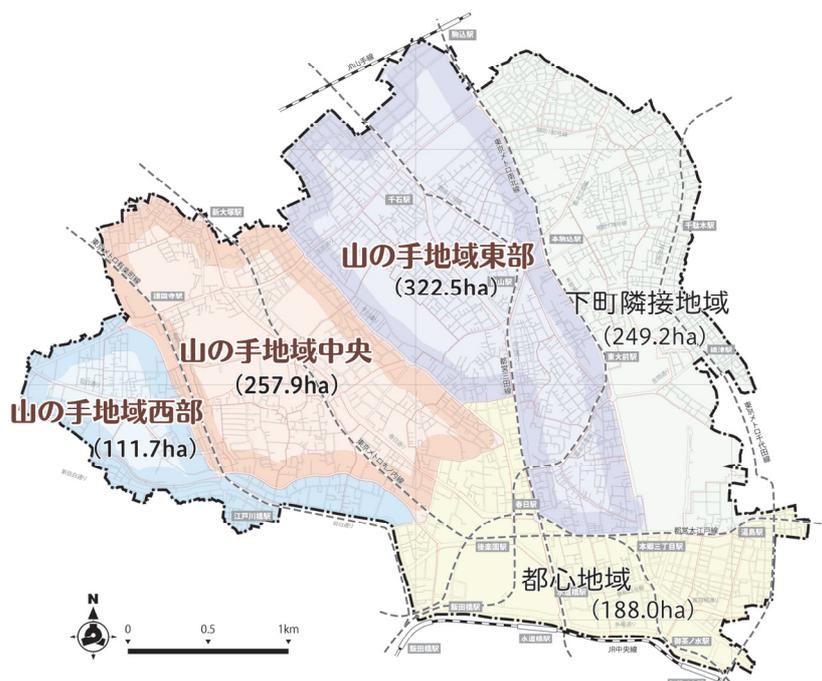


図1 重点整備地区区分図と各地区の面積

1.2 重点整備地区別計画の目的と位置づけ

重点整備地区別計画（以下、「地区別計画」）とは、バリアフリー化のために今後実施する事業（特定事業）を重点整備地区別に取りまとめたものです。

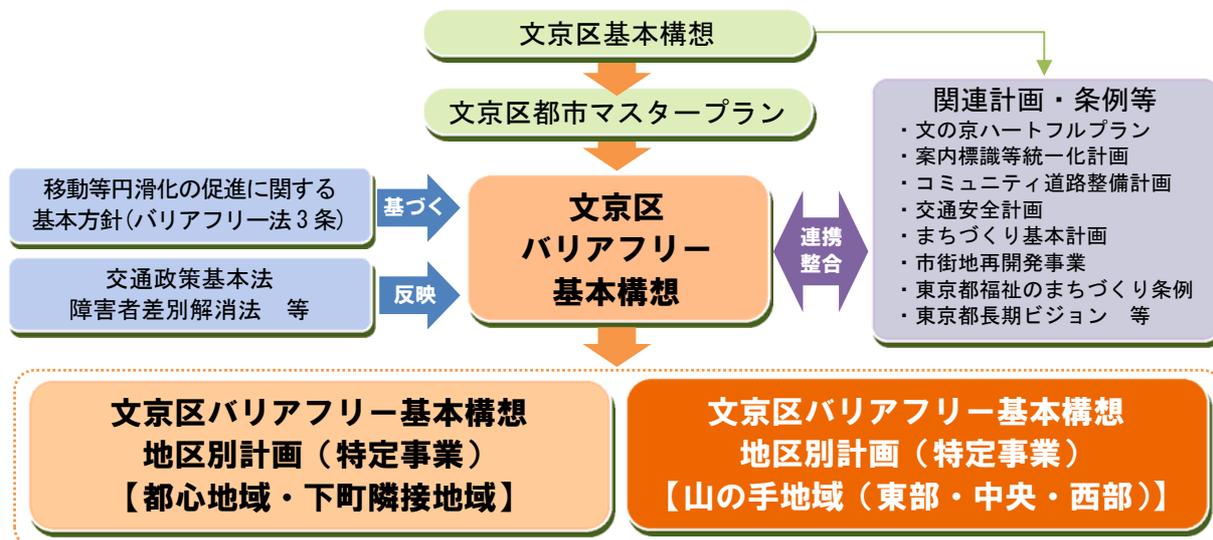


図 2 文京区バリアフリー基本構想 地区別計画の位置づけ

特定事業とは、生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業などがあります。特定事業を定めた施設設置管理者等には、特定事業計画の作成と、これに基づく事業の実施義務が課せられます。

バリアフリー基本構想で定めた移動等円滑化に関する事項やバリアフリーに関するアンケート調査結果、まち歩きワークショップから抽出した課題や区民意見、移動等円滑化基準への適合状況を踏まえ、施設の実状にあわせて各事業者が実施可能な事業を特定事業として設定しました。

特定事業は、原則として基本構想の目標年次である平成 37 年度までに実現が可能なものを設定していますが、事業実施にあたり検討を要するものや長期的な課題として明示すべき内容もあわせて整理しています。事業の実施時期は、以下のとおりに設定しました。

表 1 特定事業の実施時期の考え方

短期：平成 29 年度～平成 32 年度に実施する事業
中期：平成 33 年度～平成 37 年度に実施する事業
長期：平成 38 年度以降に実施する事業

1.3 重点整備地区別計画の策定体制及び策定の流れ

地区別計画は、バリアフリー基本構想の内容を踏まえ、原則として特定事業を設定する関係事業者との調整により策定するものですが、策定にあたっては、「文京区バリアフリー基本構想策定協議会」での検討に引き続き、学識経験者・障害者・高齢者・その他区民・施設管理者・事業者・関係行政機関等で組織する「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、庁内関係者で組織する「推進委員会」と連携した検討を行いました。

また、区民等の参加により地区別のまち歩きワークショップを行い、より具体的な課題を踏まえた特定事業が設定されるよう調整を図りました。

本計画に基づき事業を推進し、重点整備地区におけるバリアフリー化の実現を図ります。

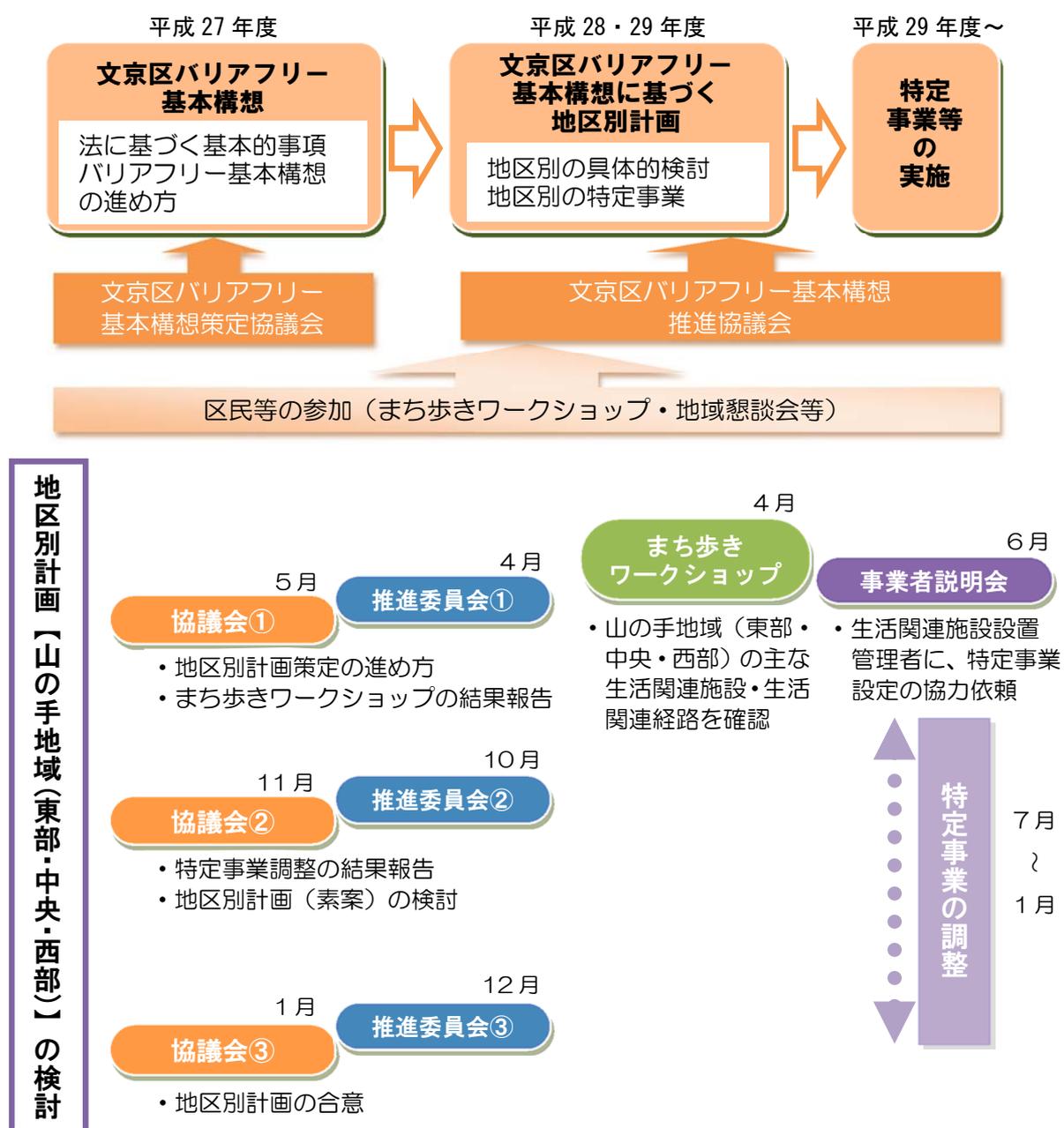


図 3 地区別計画策定の流れ